

第42号議案 長崎市旅館業法施行条例及び長崎市公衆浴場法施行
条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 条例改正の概要	1
2 条例の改正内容	2～3
3 施行日	3
4 新旧対照表	4～13
参考 レジオネラ症	14

1 条例改正の概要

(1) 改正する条例

- ア 長崎市旅館業法施行条例（以下「旅館業条例」という。）
- イ 長崎市公衆浴場法施行条例（以下「公衆浴場条例」という。）

(2) 改正理由

厚生労働省は、入浴施設におけるレジオネラ属菌の汚染とこれに起因する感染症の発生を予防する目的で実施した厚生労働科学研究の研究報告書を踏まえ、令和元年9月19日付けで「公衆浴場における衛生等管理要領等」の一部を改正した。

この要領等の改正に伴い、旅館業法（昭和23年法律第138号）第4条第2項及び公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第3条第2項により保健所設置市が条例で定めると規定されている浴室の構造設備の基準や営業者が講ずべき措置の基準について見直し、関係条文の整備を行うもの。

(3) 改正の概要

「公衆浴場における衛生等管理要領等」に基づき、レジオネラ属菌による感染防止対策のため、旅館業条例及び公衆浴場条例に規定する「旅館業及び公衆浴場の浴室の構造設備の基準」と「営業者が講ずべき措置の基準」について見直したい。

※関係法令【抜粋】

○旅館業法

第4条 営業者は、旅館業の施設について、換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の基準については、都道府県が条例で、これを定める。

○公衆浴場法

第3条 営業者は、公衆浴場について、換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の基準については、都道府県が条例で、これを定める。

2 条例の改正内容

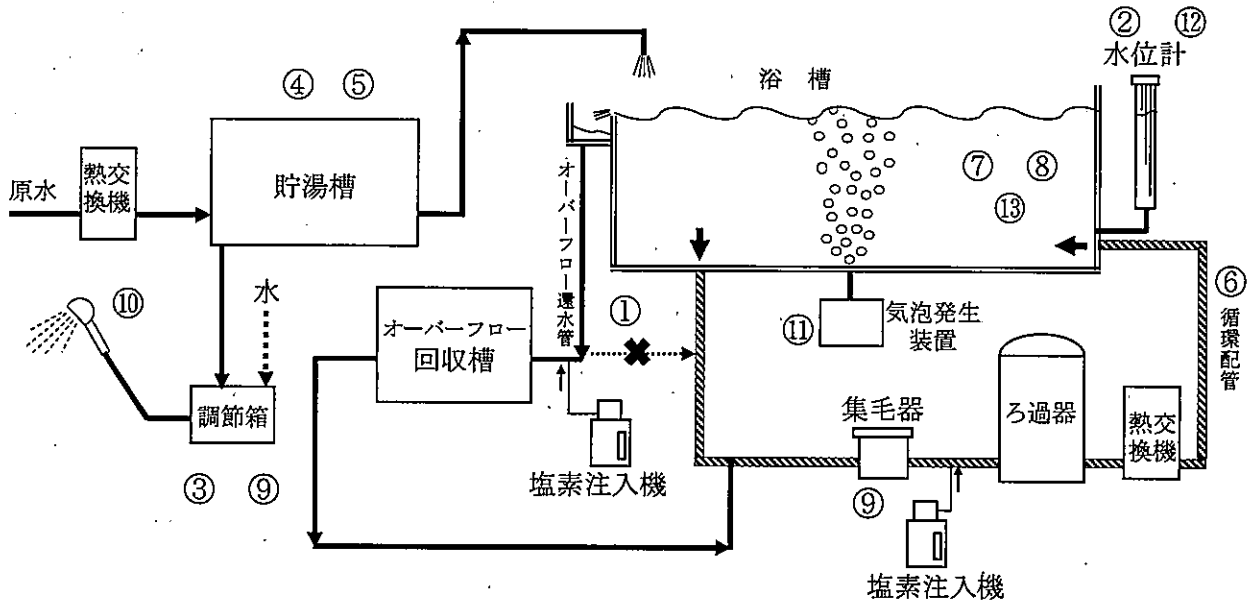
旅館業及び公衆浴場の浴室の構造設備の基準

	現行	改正案
①	(新設)	オーバーフロー還水管を直接、循環配管に接続しない構造
②	(新設)	水位計を設ける場合は、配管内を洗浄及び消毒できる構造（センサー方式を除く）
③	(新設)	調節箱は、清掃しやすい構造

営業者が講ずべき措置の基準

	現行	改正案
④	(新設)	貯湯槽の清掃及び消毒時は、必要に応じて完全排水する
⑤	(新設)	貯湯槽は、定期的に設備の破損及び温度計の性能に係る確認をする
⑥	(新設)	循環配管内の浴槽水は、完全に排水できるように図面等で把握し、不要な配管を除去するように努める
⑦	(一部改正) 浴槽水中の遊離残留塩素は、その濃度を0.2mg/L以上保つようにする	浴槽水中の遊離残留塩素は、その濃度を0.4mg/L以上保つようにする
⑧	(新設)	浴槽水中の結合塩素のモノクロラミンは、その濃度を3mg/L以上保つようにする
⑨	(一部改正) 集毛器及び調節箱は、清掃する	集毛器及び調節箱は、清掃及び消毒する
⑩	(新設)	シャワーは1週間に1回以上通水し、シャワーヘッド及びホースは6か月に1回以上点検・1年に1回以上洗浄及び消毒する
⑪	(新設)	浴槽に気泡発生装置等を設置している場合は、内部に生物膜が形成されないように管理する
⑫	(新設)	水位計配管は、1週間に1回以上適切な消毒方法で生物膜を除去する
⑬	(新設)	浴槽水の塩素濃度を常に保つため、必要な措置を講ずる

浴槽の循環設備概要図



.....✖..... → オーバーフロー還水管を直接循環配管に接続しない。

オーバーフロー還水管・・・オーバーフロー水を浴槽に還す管

オーバーフロー水・・・浴槽からあふれた浴槽水

循環配管・・・湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管

調節箱・・・洗い場の湯栓及びシャワーに送る湯の温度を調節するための槽

貯湯槽・・・原湯を貯留する槽

モノクロラミン・・・次亜塩素酸ナトリウムとアンモニアの反応によって得られ、溶液は用時調製
が必要

集毛器・・・浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪及び比較的大きな異物を捕集する網状の装置

生物膜・・・レジオネラ属菌が、浴場施設においてろ過施設やその配管の中に巣として生息している「ぬめり」

ろ過器・・・浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子、繊維等を除去する装置

3 施行日

令和2年4月1日

4 新旧対照表

(1) 長崎市旅館業法施行条例

現行	改正（案）
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>上り用湯</u> 洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。</p> <p>(4) <u>上り用水</u> 洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(構造設備の基準)</p> <p>第3条 政令第1条第1項第8号の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 浴室(宿泊者が自ら給湯する構造のものを除く。)の構造設備は、次の要件を満たすものであること。</p> <p>ア <u>水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する給水装置により供給される水(以下「水道水」という。)</u>以外の水を原水、原湯、</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>上がり用湯</u> 洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。</p> <p>(4) <u>上がり用水</u> 洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>貯湯槽</u> 原湯を貯留する槽をいう。</p> <p>(7) <u>ろ過器</u> 浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子、繊維等を除去する装置をいう。</p> <p>(8) <u>集毛器</u> 浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪及び異物を捕集する網状の装置をいう。</p> <p>(9) <u>調節箱</u> 洗い場の湯栓及びシャワーに送る湯の温度を調節するための槽をいう。</p> <p>(10) <u>循環配管</u> 湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管をいう。</p> <p>(構造設備の基準)</p> <p>第3条 政令第1条第1項第8号の規定による旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 浴室(宿泊者が自ら給湯する構造のものを除く。)の構造設備は、次の要件を満たすものであること。</p> <p>ア <u>原水、原湯、上がり用水及び上がり用湯として使用する水の水質を市長が定める基準に適合させるために必要な設備が設けられているこ</u></p>

上り用水及び上り用湯として使用する場合は、当該水の水質を市長が定める基準に適合させるために必要な設備が設けられていること。

イ 原湯を貯留するための槽(以下「貯湯槽」という。)の原湯の温度を、上部から底部まで、通常の使用状態において摂氏 60 度以上に保ち、かつ、最大使用時において摂氏 55 度以上に保つ能力を有する加温装置を設けること。ただし、これにより難しい場合には、貯湯槽の原湯を消毒する設備が備えられていること。

ウ 原水又は原湯を浴槽に注ぐための配管は、浴槽水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管(以下「循環配管」という。)に接続せず、かつ、原水又は原湯を浴槽水面の上部から浴槽に落とし込む構造であること。

エ～オ (略)

カ 浴槽からあふれた浴槽水を回収する槽(以下「オーバーフロー回収槽」という。)の水を浴用に供する構造でないこと。ただし、これにより難しい場合には、オーバーフロー回収槽は、地下埋設を行わず、かつ、清掃が容易に行える位置又は構造とするとともに、別途、オーバーフロー回収槽の水を消毒する設備が備えられていること。

キ 24 時間以上完全に換水しないで循環している浴槽水(以下「連日使用型循環浴槽水」という。)を使用する場合は、気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備(以下「気泡発生装置等」という。)を設けないこと。

ク～コ (略)

と。

イ 貯湯槽の原湯の温度を、上部から底部まで、通常の使用状態において摂氏 60 度以上に保ち、かつ、最大使用時において摂氏 55 度以上に保つ能力を有する加温装置を設けること。ただし、これにより難しい場合には、貯湯槽の原湯を消毒する設備が備えられていること。

ウ 原水又は原湯を浴槽に注ぐための配管は、循環配管に接続せず、かつ、原水又は原湯を浴槽水面の上部から浴槽に落とし込む構造であること。

エ～オ (略)

カ 浴槽からあふれた浴槽水(以下「オーバーフロー水」という。)及びオーバーフロー水を回収する槽(以下「オーバーフロー回収槽」という。)の水を浴用に供する構造でないこと。ただし、これにより難しい場合には、次の要件をいずれも満たすものであること。

(ア) オーバーフロー水を浴槽に還すための配管(以下「オーバーフロー還水管」という。)を直接循環配管に接続しないこと。

(イ) オーバーフロー回収槽は、地下埋設を行わず、かつ、清掃が容易に行える位置又は構造とするとともに、別途、オーバーフロー回収槽の水を消毒する設備が備えられていること。

キ 24 時間以上完全に換水しないで循環ろ過している浴槽水(以下「連日使用型循環浴槽水」という。)を使用する場合は、気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備(以下「気泡発生装置等」という。)を設けないこと。

ク～コ (略)

2～3 (略)

(営業者が講ずべき措置の基準)

第4条 法第4条第2項の措置の基準は、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

(4) 浴室(宿泊者が自ら給湯する構造のものを除く。)の衛生管理に関しては、次に掲げる措置を講ずること。

ア 水道水以外の水を使用した原水、原湯、上り用水及び上り用湯並びに浴槽水は、市長が定める基準に適合するよう水質を管理すること。

イ (略)

ウ 定期的に貯湯槽の生物膜の状況を確認し、生物膜の除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。

エ 浴槽水は、常に満杯状態に保ち、十分にろ過した湯水又は原湯を供給することにより清浄に保つこと。

オ 浴槽水は毎日、完全に換水すること。ただし、連日使用型循環浴槽水は、1週間に1回以上完全に換水すること。

カ ろ過器を使用している浴槽は、1週間に1回以上、ろ過器を十分に逆洗浄等を行い汚れを排出するとともに、ろ過器及び循環配管について適切な消毒方法で生物膜を除去し、浴槽を清掃すること。

サ 水位計を設ける場合は、配管内を洗浄及び消毒できる構造とすること。ただし、配管を要しない場合は、センサー方式とすること。

シ 調節箱を設置する場合は、清掃しやすい構造とし、レジオネラ属菌が繁殖しないよう薬剤注入口を設置する等、塩素消毒が行えるようにすること。

2～3 (略)

(営業者が講ずべき措置の基準)

第4条 法第4条第2項の措置の基準は、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

(4) 浴室(宿泊者が自ら給湯する構造のものを除く。)の衛生管理に関しては、次に掲げる措置を講ずること。

ア 原水、原湯、上り用水及び上り用湯並びに浴槽水は、市長が定める基準に適合するよう水質を管理すること。

イ (略)

ウ 定期的に貯湯槽の生物膜の状況を確認し、生物膜の除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。この場合において、清掃及び消毒に必要ながある場合は、貯湯槽の完全排水を行うこと。

エ 貯湯槽は、定期的に設備の破損及び温度計の性能に係る確認を行うこと。

オ 浴槽水は、常に満杯状態に保ち、十分にろ過した湯水又は原湯を供給することにより清浄に保つこと。

カ 浴槽水は毎日、完全に換水すること。ただし、連日使用型循環浴槽水は、1週間に1回以上完全に換水すること。

キ ろ過器を使用している浴槽は、1週間に1回以上、ろ過器を十分に逆洗浄等を行い汚れを排出するとともに、ろ過器及び循環配管について適切な消毒方法で生物膜を除去し、浴槽を清掃すること。

ク 循環配管は、配管内の浴槽水が完全に排水で

キ 浴槽水は、アの基準に適合するよう塩素消毒等適切な方法により消毒することとし、塩素系薬剤を使用する場合にあっては、頻繁に浴槽水中の遊離残留塩素濃度の測定をして、1リットル中0.2ミリグラム以上を保ち、かつ、1.0ミリグラムを超えないよう努めるとともに、当該測定結果を検査の日から3年間保管すること。

ク キの場合において、循環配管を設置している場合にあっては、塩素系薬剤はろ過器の直前に投入すること。

ケ 消毒装置の維持管理を適切に行うこと。

コ 集毛器は、毎日清掃すること。

サ 洗い場の湯栓及びシャワーへ送る調整箱は、定期的に清掃を行うこと。

シ 水質検査は1年に、毎日完全に換水している浴槽水にあっては1回以上、連日使用型循環浴槽水にあっては2回（浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合には4回）以上行うとともに、その検査結果を検査の日から3年間保管すること。この場合において、当該検査結果がアの基準を超えていた場合には、その旨を市長に届け出ること。

ス オーバーフロー回収槽の水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難しい場合には、頻繁にオーバーフロー回収槽の壁面の清掃及び

きるよう図面その他の資料により配管の状況を正確に把握し、不要な配管を除去するよう努めること。

ケ 浴槽水は、アの基準に適合するよう塩素消毒等適切な方法により消毒することとし、塩素系薬剤を使用する場合にあっては、頻繁に浴槽水中の遊離残留塩素濃度の測定をして、1リットル中0.4ミリグラム以上を保ち、かつ、1.0ミリグラムを超えないよう努めるとともに、当該測定結果を検査の日から3年間保管すること。ただし、モノクロラミンを使用する場合にあっては、頻繁に浴槽水中の結合残留塩素濃度の測定をして、1リットル中3ミリグラム以上を保つよう努めること。

コ ケの場合において、循環配管を設置している場合にあっては、塩素系薬剤はろ過器の直前に投入すること。

サ 消毒装置の維持管理を適切に行うこと。

シ 集毛器は、毎日清掃及び消毒すること。

ス シャワーは、1週間に1回以上通水すること。

セ シャワーヘッド及びホースについては、6か月に1回以上点検することとし、内部の汚れ及びスケールについては、1年に1回以上洗浄及び消毒を行うこと。

ソ 調節箱は、生物膜の状況を監視し、必要に応じて清掃及び消毒を行うこと。

タ 水質検査は1年に、毎日完全に換水している浴槽水にあっては1回以上、連日使用型循環浴槽水にあっては2回（浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合には4回）以上行うとともに、その検査結果を検査の日から3年間保管すること。この場合において、当該検査結果がアの基準を超えていた場合には、その旨を市長に届け出ること。

チ オーバーフロー水及びオーバーフロー回収槽の水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難しい場合には、頻繁にオーバーフロー還水

消毒を行うとともに、別途、オーバーフロー回収槽の水を塩素消毒等で消毒すること。

セ 浴槽に気泡発生装置等を設置している場合にあつては、連日使用型循環浴槽水を使用しないこと。

ソ 打たせ湯及びシャワーには、循環している浴槽水を使用しないこと。

タ 脱衣室等の入浴者の見やすい場所に、浴槽内に入る前に身体を洗うこと、薬湯に関する注意事項等入浴者が留意すべき事項を掲示すること。

チ 営業者は、自主管理を行うため、自主管理手引書及び点検表を作成して、従業者にこの旨を周知徹底させるとともに、営業者又は従業者の中から日常の衛生管理に係る責任者を定めること。

(社会教育に関する施設その他の施設等)

第5条 (略)

(宿泊を拒むことができる事由)

第6条 (略)

(委任)

第7条 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成30年6月15日から施行する。

管及びオーバーフロー回収槽の内部の清掃及び消毒を行うとともに、別途、オーバーフロー回収槽の水を塩素消毒等で消毒すること。

ソ 浴槽に気泡発生装置等を設置している場合にあつては、連日使用型循環浴槽水を使用しないこととし、当該気泡発生装置等の内部に生物膜が形成されないよう適切に管理すること。

テ 打たせ湯及びシャワーには、循環している浴槽水を使用しないこと

ト 水位計配管は、1週間に1回以上、適切な消毒方法で生物膜を除去すること。

ナ 浴槽に湯水があるときは、ろ過器及び消毒装置を常に作動する等、遊離残留塩素濃度又は結合残留塩素濃度が、ケの濃度を保つために必要な措置を講ずること。

ニ 脱衣室等の入浴者の見やすい場所に、浴槽内に入る前に身体を洗うこと、薬湯に関する注意事項等入浴者が留意すべき事項を掲示すること。

ヌ 営業者は、自主管理を行うため、自主管理手引書及び点検表を作成して、従業者にこの旨を周知徹底させるとともに、営業者又は従業者の中から日常の衛生管理に係る責任者を定めること。

(社会教育に関する施設その他の施設等)

第5条 (略)

(宿泊を拒むことができる事由)

第6条 (略)

(委任)

第7条 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成30年6月15日から施行する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(2) 長崎市公衆浴場法施行条例

現行	改正(案)
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>上り用湯</u> 洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。</p> <p>(6) <u>上り用水</u> 洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(構造設備の基準)</p> <p>第3条 法第2条第2項に規定する公衆浴場の構造設備が公衆衛生上不相当であると認めるときは、次に掲げる基準を満たさないときとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 浴室の構造設備は、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。</p> <p>ア <u>水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する給水装置により供給される水(以下「水道水」という。)</u>以外の水を原水、原湯、上り用水及び上り用湯として使用する場合は、当該水の水質を市長が定める基準に適合させるために必要な設備が設けられていること。</p> <p>イ <u>原湯を貯留するための槽(以下「貯湯槽」と</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>上がり用湯</u> 洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。</p> <p>(6) <u>上がり用水</u> 洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) <u>貯湯槽</u> 原湯を貯留する槽をいう。</p> <p>(9) <u>ろ過器</u> 浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子、繊維等を除去する装置をいう。</p> <p>(10) <u>集毛器</u> 浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪及び異物を捕集する網状の装置をいう。</p> <p>(11) <u>調節箱</u> 洗い場の湯栓及びシャワーに送る湯の温度を調節するための槽をいう。</p> <p>(12) <u>循環配管</u> 湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管をいう。</p> <p>(構造設備の基準)</p> <p>第3条 法第2条第2項に規定する公衆浴場の構造設備が公衆衛生上不相当であると認めるときは、次に掲げる基準を満たさないときとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 浴室の構造設備は、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。</p> <p>ア <u>原水、原湯、上がり用水及び上がり用湯として使用する水の水質を市長が定める基準に適合させるために必要な設備が設けられていること。</u></p> <p>イ <u>貯湯槽の原湯の温度を、上部から底部まで、</u></p>

いう。)の原湯の温度を、上部から底部まで、通常の使用状態において摂氏 60 度以上に保ち、かつ、最大使用時において摂氏 55 度以上に保つ能力を有する加温装置を設けること。ただし、これにより難しい場合には、貯湯槽の原湯を消毒する設備が備えられていること。

ウ 原水又は原湯を浴槽に注ぐための配管は、浴槽水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管(以下「循環配管」という。)に接続せず、かつ、原水又は原湯を浴槽水面の上部から浴槽に落とし込む構造であること。

エ～オ (略)

カ 浴槽からあふれた浴槽水を回収する槽(以下「オーバーフロー回収槽」という。)の水を浴用に供する構造でないこと。ただし、これにより難しい場合には、オーバーフロー回収槽は、地下埋設を行わず、かつ、清掃が容易に行える位置又は構造とするとともに、別途、オーバーフロー回収槽の水を消毒する設備が備えられていること。

キ 24 時間以上完全に換水しないで循環している浴槽水(以下「連日使用型循環浴槽水」という。)を使用する場合は、気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備(以下「気泡発生装置等」という。)を設けないこと。

ク～コ (略)

通常の使用状態において摂氏 60 度以上に保ち、かつ、最大使用時において摂氏 55 度以上に保つ能力を有する加温装置を設けること。ただし、これにより難しい場合には、貯湯槽の原湯を消毒する設備が備えられていること。

ウ 原水又は原湯を浴槽に注ぐための配管は、循環配管に接続せず、かつ、原水又は原湯を浴槽水面の上部から浴槽に落とし込む構造であること。

エ～オ (略)

カ 浴槽からあふれた浴槽水(以下「オーバーフロー水」という。)及びオーバーフロー水を回収する槽(以下「オーバーフロー回収槽」という。)の水を浴用に供する構造でないこと。ただし、これにより難しい場合には、次の要件をいずれも満たすものであること。

(7) オーバーフロー水を浴槽に還すための配管(以下「オーバーフロー還水管」という。)を直接循環配管に接続しないこと。

(イ) オーバーフロー回収槽は、地下埋設を行わず、かつ、清掃が容易に行える位置又は構造とするとともに、別途、オーバーフロー回収槽の水を消毒する設備が備えられていること。

キ 24 時間以上完全に換水しないで循環ろ過している浴槽水(以下「連日使用型循環浴槽水」という。)を使用する場合は、気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備(以下「気泡発生装置等」という。)を設けないこと。

ク～コ (略)

サ 水位計を設ける場合は、配管内を洗浄及び消毒できる構造とすること。ただし、配管を要しない場合は、センサー方式とすること。

シ 調節箱を設置する場合は、清掃しやすい構造

2 (略)

(設置の場所の配置の基準)

第4条 (略)

(一般公衆浴場の営業者が講ずべき措置の基準)

第5条 一般公衆浴場に係る法第3条第2項の措置の基準は、次のとおりとする。

(1)～(9) (略)

(10) 浴室には、上り用湯等を十分に供給する流水式の設備を設けること。

(11)～(14) (略)

(15) その他浴室の衛生管理に関しては、次に掲げる措置を講ずること。

ア 水道水以外の水を使用した原水、原湯、上り用水及び上り用湯並びに浴槽水は、市長が定める基準に適合するよう水質を管理すること。

イ (略)

ウ 定期的に貯湯槽の生物膜の状況を確認し、生物膜の除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。

エ 浴槽水は、常に満杯状態に保ち、十分にろ過した湯水又は原湯を供給することにより清浄に保つこと。

オ 浴槽水は毎日、完全に換水すること。ただし、連日使用型循環浴槽水は、1週間に1回以上完全に換水すること。

カ ろ過器を使用している浴槽は、1週間に1回以上、ろ過器を十分に逆洗浄等を行い汚れを排出するとともに、ろ過器及び循環配管について適切な消毒方法で生物膜を除去し、浴槽を清掃すること。

とし、レジオネラ属菌が繁殖しないよう薬剤注入口を設置する等、塩素消毒が行えるようにすること。

2 (略)

(設置の場所の配置の基準)

第4条 (略)

(一般公衆浴場の営業者が講ずべき措置の基準)

第5条 一般公衆浴場に係る法第3条第2項の措置の基準は、次のとおりとする。

(1)～(9) (略)

(10) 浴室には、上がり用湯等を十分に供給する流水式の設備を設けること。

(11)～(14) (略)

(15) その他浴室の衛生管理に関しては、次に掲げる措置を講ずること。

ア 原水、原湯、上がり用水及び上がり用湯並びに浴槽水は、市長が定める基準に適合するよう水質を管理すること。

イ (略)

ウ 定期的に貯湯槽の生物膜の状況を確認し、生物膜の除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。この場合において、清掃及び消毒に必要な場合は、貯湯槽の完全排水を行うこと。

エ 貯湯槽は、定期的に設備の破損及び温度計の性能に係る確認を行うこと。

オ 浴槽水は、常に満杯状態に保ち、十分にろ過した湯水又は原湯を供給することにより清浄に保つこと。

カ 浴槽水は毎日、完全に換水すること。ただし、連日使用型循環浴槽水は、1週間に1回以上完全に換水すること。

キ ろ過器を使用している浴槽は、1週間に1回以上、ろ過器を十分に逆洗浄等を行い汚れを排出するとともに、ろ過器及び循環配管について適切な消毒方法で生物膜を除去し、浴槽を清掃すること。

ク 循環配管は、配管内の浴槽水が完全に排水で

主 浴槽水は、アの基準に適合するよう塩素消毒等適切な方法により消毒することとし、塩素系薬剤を使用する場合にあつては、頻繁に浴槽水中の遊離残留塩素濃度の測定をして、1リットル中0.2ミリグラム以上を保ち、かつ、1.0ミリグラムを超えないよう努めるとともに、当該測定結果を検査の日から3年間保管すること。

ク キの場合において、循環配管を設置している場合にあつては、塩素系薬剤はろ過器の直前に投入すること。

ケ 消毒装置の維持管理を適切に行うこと。

コ 集毛器は、毎日清掃すること。

サ 洗い場の湯栓及びシャワーへ送る調整箱は、定期的に清掃を行うこと。

シ 水質検査は1年に、毎日完全に換水している浴槽水にあつては1回以上、連日使用型循環浴槽水にあつては2回(浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合には4回)以上行うとともに、その検査結果を検査の日から3年間保管すること。この場合において、当該検査結果がアの基準を超えていた場合には、その旨を市長に届け出ること。

ス オーバーフロー回収槽の水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難しい場合には、頻繁にオーバーフロー回収槽の壁面の清掃及び

きるよう図面その他の資料により配管の状況を正確に把握し、不要な配管を除去するよう努めること。

ケ 浴槽水は、アの基準に適合するよう塩素消毒等適切な方法により消毒することとし、塩素系薬剤を使用する場合にあつては、頻繁に浴槽水中の遊離残留塩素濃度の測定をして、1リットル中0.4ミリグラム以上を保ち、かつ、1.0ミリグラムを超えないよう努めるとともに、当該測定結果を検査の日から3年間保管すること。ただし、モノクロラミンを使用する場合にあつては、頻繁に浴槽水中の結合残留塩素濃度の測定をして、1リットル中3ミリグラム以上を保つよう努めること。

コ ケの場合において、循環配管を設置している場合にあつては、塩素系薬剤はろ過器の直前に投入すること。

サ 消毒装置の維持管理を適切に行うこと。

シ 集毛器は、毎日清掃及び消毒すること。

ス シャワーは、1週間に1回以上通水すること。

セ シャワーヘッド及びホースについては、6か月に1回以上点検することとし、内部の汚れ及びスケールについては、1年に1回以上洗淨及び消毒を行うこと。

ソ 調節箱は、生物膜の状況を監視し、必要に応じて清掃及び消毒を行うこと。

タ 水質検査は1年に、毎日完全に換水している浴槽水にあつては1回以上、連日使用型循環浴槽水にあつては2回(浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合には4回)以上行うとともに、その検査結果を検査の日から3年間保管すること。この場合において、当該検査結果がアの基準を超えていた場合には、その旨を市長に届け出ること。

チ オーバーフロー水及びオーバーフロー回収槽の水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難しい場合には、頻繁にオーバーフロー還水

消毒を行うとともに、別途、オーバーフロー回収槽の水を塩素消毒等で消毒すること。

セ 浴槽に気泡発生装置等を設置している場合にあっては、連日使用型循環浴槽水を使用しないこと。

ソ 打たせ湯及びシャワーには、循環している浴槽水を使用しないこと。

タ 脱衣室等の入浴者の見やすい場所に、浴槽内に入る前に身体を洗うこと、薬湯に関する注意事項等入浴者が留意すべき事項を掲示すること。

チ 営業者は、自主管理を行うため、自主管理手引書及び点検表を作成して、従業者にこの旨を周知徹底させるとともに、営業者又は従業者の中から日常の衛生管理に係る責任者を定めること。

2 (略)

第6条～第8条 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

管及びオーバーフロー回収槽の内部の清掃及び消毒を行うとともに、別途、オーバーフロー回収槽の水を塩素消毒等で消毒すること。

ツ 浴槽に気泡発生装置等を設置している場合にあっては、連日使用型循環浴槽水を使用しないこととし、当該気泡発生装置等の内部に生物膜が形成されないよう適切に管理すること。

テ 打たせ湯及びシャワーには、循環している浴槽水を使用しないこと。

ト 水位計配管は、1週間に1回以上、適切な消毒方法で生物膜を除去すること。

ナ 浴槽に湯水があるときは、ろ過器及び消毒装置を常に作動する等、遊離残留塩素濃度又は結合残留塩素濃度が、ケの濃度を保つために必要な措置を講ずること。

ニ 脱衣室等の入浴者の見やすい場所に、浴槽内に入る前に身体を洗うこと、薬湯に関する注意事項等入浴者が留意すべき事項を掲示すること。

ヌ 営業者は、自主管理を行うため、自主管理手引書及び点検表を作成して、従業者にこの旨を周知徹底させるとともに、営業者又は従業者の中から日常の衛生管理に係る責任者を定めること。

2 (略)

第6条～第8条 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

参考 レジオネラ症

レジオネラ属菌とは、自然界（河川、湖水、温泉や土壌など）に生息している細菌で、一般にその菌数は少ないと考えられますが、人工の施設や設備の中で増殖すると、感染によりレジオネラ症を発症するリスクがあります。

レジオネラ症は、主にレジオネラ属菌に汚染されたエアロゾル（細かい霧やしぶき）の吸入などによって、細菌が感染して発症します。レジオネラ属菌はヒトからヒトへ感染することはありません。

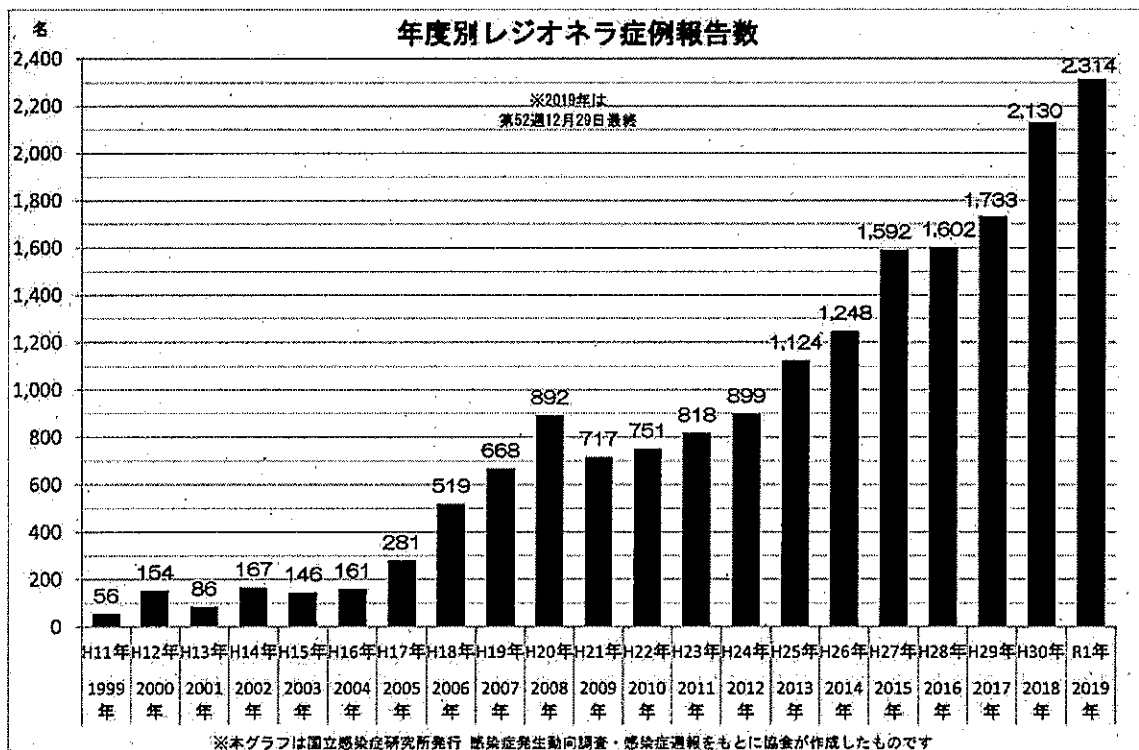
入浴施設では、常に入浴者の体表等に由来する有機物質が補給されているので、これらを栄養源として増殖するレジオネラ属菌が侵入すると、ろ過器の内部はもちろん、浴槽や循環配管の内壁、配管の継ぎ手などに定着して生物膜を形成し、その中で増殖します。

循環式浴槽を備え付けている場合は、レジオネラ症を予防するため、浴槽内に汚れや生物膜（細菌で形成される「ぬめり」）が生じないように、汚れや「ぬめり」を落としてレジオネラ属菌が増殖しやすい環境をなくすことが大切です。

出典 「厚生労働省 HP」より

※最近の動向

国立感染症研究所の感染症発生動向調査週報より作成



出典「公益法人全国水利用設備環境衛生協会」HP